



< ご連絡 >

ごみ戸別収集容器無料配布の申し込み等について

1. 本件については、「広報ひがしくるめ」7月15日号の「家庭ごみ有料化に関する特集号」において10月から「燃やせるごみ」と「布類」の戸別収集が始まりますとの記事が掲載されましたので、再度お読みください。（なお、29年7月から有料化されます。）
2. これに伴い戸建て住宅を対象に希望する世帯には、申請により「戸別収集容器」を無料配布されることとなりました。なお、これまで自宅用で使用されているごみ箱等でも「戸別収集容器」として使用は可能です。
3. つきましては、ご希望の方は、次により各自で、配布申請と容器の受け取りを行ってください。（自治会による申請の取りまとめ及び戸別収集容器配布は行いません。）

(1) 戸別収集容器配布の申請について

ア. 広報ひがしくるめ7月15日号を添付しておきますのでお読みの上、「戸別収集容器配布申請書」を別紙の記入例を参考にして作成の上、8月31日（水）までに届くよう市ごみ対策課へ郵送、ファックス又は直接持参してください。追って市から戸別収集容器の「引換券」が送られてきます。

郵送先 : 八幡町2 10 10 東久留米市ごみ対策課

ファックス先 : 042-477-6755

直接持参先: ごみ対策課、防災防犯課（市役所2階）、環境政策課（同5階）

戸別収集容器配布申請書のない方は、添付の広報ひがしくるめからコピーして下さい。

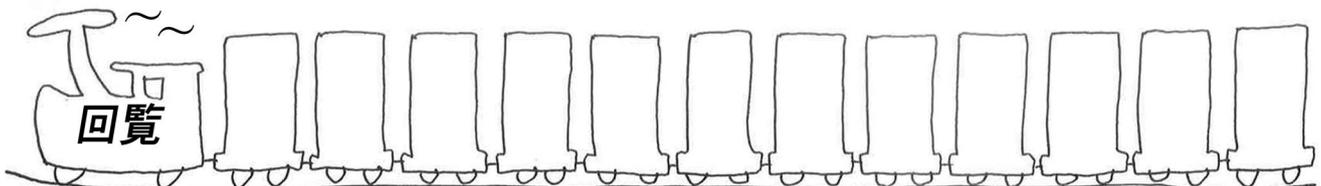
イ. 希望配布場所については、添付の広報ひがしくるめ7月15日号の「戸別収集容器の配布日程及び配布場所」の表を見て記入してください。新川町の場合は、最も便利なのは9月18日（日）の第二小学校（体育館）です。これを希望する場合は、「小学校などで配布を希望」に印を記入し、「番」には15と記入してください。

(2) 戸別収集容器の引取について

希望配布場所について、第二小学校（体育館）を選択した場合は9月18日（日）午前8時45分～11時45分の間に必ず「引換券」を持って引き取りに出かけてください。なお、事前に引き取り日に不在等で都合が悪いことが分かっている場合は、近所の人に引き取りを依頼してください。

また、申請後に都合が悪くなり行けなくなった場合は、ごみ対策課に直接電話を入れて（☎042 473 2117）、9月20日以降にごみ対策課へ引換券を持って引き取りに行ってください。

お問い合わせは 新川町自治会会長 西川保男（090 1215 1483）まで



必ず読んだ印をつけてから次の方へ回して下さい。停車時間は短めに!!

10月から 戸建て住宅での 「燃やせるごみ」と「布類」の 戸別収集が始まります

29年7月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」の3品目について、指定有料袋による排出方法に変更することとなります。

市では、これまで家庭ごみ有料化に向けた説明会を開催し、市民の皆様へご理解とご協力をお願いしてきましたが、今後も引き続き、集積所や自治会単位での説明会を開催し、10月からの戸別収集へ

29年7月から「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」は指定有料袋での排出となります。

29年7月からの「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「容器包装プラスチック」は指定有料袋での排出となります。

変更や有料化後の排出方法などについて、ご説明します。

説明会の申し込み方法

説明会開催の申し込みは、土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時に、ごみ対策課 ☎473・2117へ希望する開催日時、場所をご連絡ください。

※説明会は、自治会や集積所単位での申し込みになります。

戸建て住宅にお住まいで希望する世帯に、戸別収集容器を配布します。

戸別収集容器の大きさは、40Lの袋が入る内容量で、おおむね高さ60cm×幅35cm×奥行45cmのポリプロピレン製のゴミ箱です(左下写真参照)。強風などで倒れないように、容器の底に水を入れてたペットボトルや石などの重りを置くなど、各家庭で工夫をお願いします。鳥獣や強風対策の良いアイデアがありましたら、近所で情報交換するなど参考にしてください。

なお、戸別収集では、今回戸建て住宅にお住まいで希望する世帯に、戸別収集容器を配布します。

戸別収集容器の大きさは、40Lの袋が入る内容量で、おおむね高さ60cm×幅35cm×奥行45cmのポリプロピレン製のゴミ箱です(左下写真参照)。強風などで倒れないように、容器の底に水を入れてたペットボトルや石などの重りを置くなど、各家庭で工夫をお願いします。鳥獣や強風対策の良いアイデアがありましたら、近所で情報交換するなど参考にしてください。

なお、戸別収集では、今回戸建て住宅にお住まいで希望する世帯に、戸別収集容器を配布します。

市では、全体的にさらなるごみの減量化・資源化を推進していくため、効果的な手段である家庭ごみ有料化(29年7月実施)に向け、10月から戸建て住宅に「燃やせるごみ」と「布類」の収集方法を戸別収集(1軒ごみ)に収集する方法に変更し、グリーンボックスを順次撤去していきます。

今号では、戸別収集への変更に伴う排出方法や、戸別収集容器の配布についてお知らせします。

詳しくは、ごみ対策課 ☎473・2117へ。



※戸別収集容器の配布申請書は裏面に印刷されています。

配布する容器を使用しなくても排出が可能です。既に使用している容器や鳥獣対策用ネットなどがありましたら、そのまま使用できます。

※戸別収集容器の配布は、今回の戸別収集への変更時に限りです。

容器配布の申請方法

裏面の表(戸別収集容器の配布日程および配布場所)の通り、市職員が配布します。

※「容器の受け取り方法」ごみ対策課が申請受け付け後、引換券を返送しますので、申請書に記入した希望配布場所、原則として申請者が受け取ってください。事情により取つていただき、申請書に記入した方が受け取りに来られない場合は、申請書の「代理人」欄に代理の方の氏名を記入してください。

【注意】受け取りの際は、引換券を持参してください。

※戸別収集容器の配布申請書は裏面に印刷されています。

配布する容器を使用しなくても排出が可能です。既に使用している容器や鳥獣対策用ネットなどがありましたら、そのまま使用できます。

※戸別収集容器の配布は、今回の戸別収集への変更時に限りです。

容器配布の申請方法

裏面の表(戸別収集容器の配布日程および配布場所)の通り、市職員が配布します。

※「容器の受け取り方法」ごみ対策課が申請受け付け後、引換券を返送しますので、申請書に記入した希望配布場所、原則として申請者が受け取ってください。事情により取つていただき、申請書に記入した方が受け取りに来られない場合は、申請書の「代理人」欄に代理の方の氏名を記入してください。

【注意】受け取りの際は、引換券を持参してください。

申請書提出方法	容器配布の申請方法	
	郵送またはファクス	直接持参
受付日時	7月18日(祝)～8月31日(水)に必着	①7月18日(祝)②土曜・日曜日、祝日を除く7月19日(火)～8月31日(水)のいずれも午前8時半～午後5時
申請場所	ごみ対策課(〒203-0042、八幡町2-10-10、ファクス(477・6755))	①が、ごみ対策課、市役所1階屋内ひろば ②が、ごみ対策課、防災防犯課(市役所2階)、環境政策課(同5階)

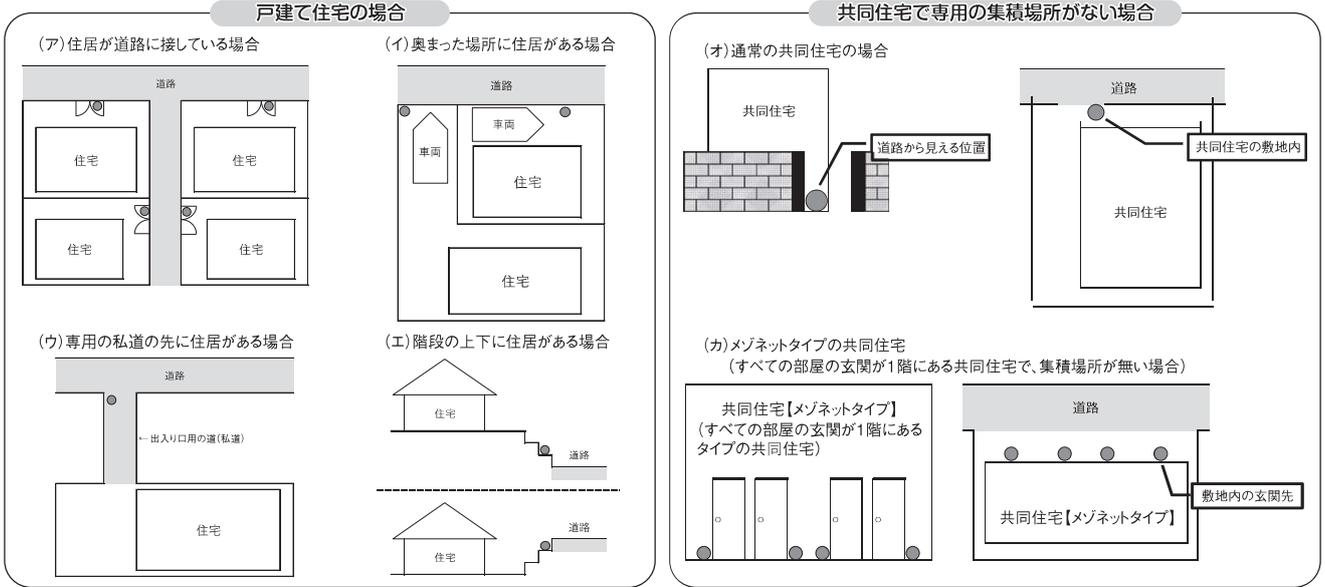
※申請書の受け付け時には、容器の配布を行いません。容器の配布は9月以降となります。

※自治会単位などで申請する場合は、申請書を取りまとめて提出してください。

ダストボックス撤去に伴う今後の排出方法について (28年10月～29年6月)

分別区分	日程	排出方法				
		戸建て住宅		共同住宅		
		ボックス方式 (清掃施設・路上ボックス)	ステーション方式 (数軒のグループによる収集)	ボックス方式 (居住者専用)	袋収集方式 (ボックス以外の容器など)	専用の集積場所がない
缶・ペットボトル	実施中	代替容器	コンテナ(かご)→変更なし 代替容器	代替容器など	変更はありません	専用の集積場所を設ける必要があるため、戸別収集への変更前までに管理会社などに確認してください
燃やせるごみ	28年 10月から	戸別収集に変更			今まで通り同じ場所に出してください	今まで通り同じ場所に出してください(29年7月からは決められた専用の集積場所に出してください)
布類(古布)						
燃やせないごみ						
容器包装プラスチック						
びん	29年 7月から	今まで通り同じ場所に出してください(29年7月からは戸別収集となります)			今まで通り同じ場所に出してください	今まで通り同じ場所に出してください
紙類						
全品目(燃やせるごみ、燃やせないごみ、容器包装プラスチックは指定収集袋で排出)	29年 7月から	全品目戸別収集に変更			管理組合・管理会社などで決められた専用の集積場所に出してください	

「燃やせるごみ」と「布類」の排出場所について（事例）



※図中の「●」が排出場所です。

戸別収集容器の配布日程および配布場所

日程	受付時間・配布場所		
	午前 8時45分～11時45分	午後 1時半～4時半	
9月	3日(土)	①小山小学校(体育館)	②神宝小学校(体育館)
	4日(日)	③第三小学校(体育館)	④第五小学校(体育館)
	7日(水)	※⑤浅間町地区センター(第1・2会議室)	⑥野火止地区センター(第1・2会議室)
	10日(土)	⑦下里小学校(体育館)	⑧第九小学校(体育館)
	11日(日)	⑨第七小学校(体育館)	⑩第十小学校(体育館)
	14日(水)	※⑪南町地区センター(第1・2会議室)	⑫中央町地区センター(第1会議室)
	17日(土)	⑬南町小学校(体育館)	⑭本村小学校(体育館)
	18日(日)	⑮第二小学校(体育館)	⑯第一小学校(体育館)
	21日(水)	※⑰八幡町地区センター(講習会室)	⑱南部地域センター(1階ロビー)
	24日(土)	⑲第六小学校(体育館)	⑳ごみ対策課

※⑤⑪⑰の受付開始時間は、午前9時半からとなります。なお、⑳以外の配布場所への車での来場はご遠慮ください。

排出場所のしるし

10月から、「燃やせるごみ」と「布類」を先行して戸別収集します。上図の事例を確認の上、「排出していただく」戸建て住宅の場合は、住宅敷地の接道付近が排出場所となります。接道付近に排出する場合は、敷地内の接道側近接に「しるし」を貼付し、所有者や管理会社へのご連絡をお願いします。

切り取り

戸別収集容器引換券

(本枠内をボールペンなどではっきりと記入してください)

住所 : 東久留米市 _____

世帯主 : _____

代理人 : _____

希望配布場所: 次のいずれかに○印を記入してください。

小学校などで配布を希望 → 番

ごみ対策課で配布を希望

自治会で配布を希望

※「戸別収集容器の配布日程および配布場所」の表から選んで番号を記入してください。

※世帯主が受け取る場合は記入不要です。

【申請先】 東久留米市ごみ対策課 ☎473・2117、ファクス(477・6755)
〒203-0042、八幡町2-10-10

戸別収集容器配布申請書

戸別収集容器の配布を以下の通り申請します。また、配布の申し込みに当たり、住民基本台帳による本人確認に同意します。(本枠内をボールペンなどではっきりと記入してください)

住所 : 東久留米市 _____

世帯主 : _____

申請者 : _____

電話番号 : _____

ファクス番号 : _____

希望配布場所: 次のいずれかに○印を記入してください。

小学校などで配布を希望 → 番

ごみ対策課で配布を希望

自治会で配布を希望

※「戸別収集容器の配布日程および配布場所」の表から選んで番号を記入してください。

※自治会で配布を希望する場合は記入してください。

※世帯主が申請者の場合は記入不要です。

※お持ちの方は記入してください。

No. _____